

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B工場（以下「事業場」という。）で、モーターの組立作業員として就労していた。
- 2 請求人によれば、入社直後より先輩社員から舌打ちをされるなど不快な思いをしてきたところ、平成〇年〇月〇日、事業場で同先輩社員に後頭部を殴られ、同出来事をきっかけとして心療内科に通院しなければならなくなったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「心的外傷後ストレス障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師及びF医師の意見書等を踏まえ、同年〇月〇日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応」を発病したものと判断している。当審査会としては、請求人が発病に至ったという経緯とその症状から、真に精神障害を発病しているかという点については疑問があるも、請求人が強く主張していることから、同時期に何らかの精神障害を発病していたものと仮定して、以下検討することとする。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、Gから不快な行為を受け続けるなど、同人とのトラブルが絶えなかったと主張している。そのトラブルの内容としては、連日の舌打ちや無視、平成〇年〇月頃

に発生した殴打未遂事件、同年〇月に発生した衝突による左手中指の切傷（以下「本件負傷」という。）、さらには同年〇月の後頭部の殴打事件などであるとしている。

当審査会においては、上記一連のGとのトラブルについて、その経緯を含めて精査したところ、舌打ち等の行動はGの無意識の行為と考えられ、本件負傷も同人の故意による衝突事故とは考え難く、また、本件負傷のために請求人が病院に行ったこともなく、傷も完治したというものであり、いずれも業務上の心理的負荷をもたらす出来事として評価することは相当ではないと判断する。そして、Gに殴打されそうになったこと及び平成〇年〇月〇日に実際に殴打されるに至ったことについては、その経緯からみて、いじめや嫌がらせを目的として行われた行為とは判断し難いものである。当審査会では、これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するものとして検討したところ、実際に暴力行為に及んだという事実は重く受け止めるべきであるも、継続的な治療を要する程の負傷をもたらされたというものではなく、また突発的な事態であったとの事情を勘案すると、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

(イ) 労働時間についてみると、評価期間において一件記録を精査するも、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。

(ウ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「中」の出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人の業務以外の要因については、評価期間において一件記録を精査するも、特記すべき事項は認められない。

(5) なお、請求人から提出のあった資料を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。